

令和5年度吉田町子育て世帯特別給付金の御案内



吉田町の子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！（吉田町独自分）

1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

次に記載する①と②どちらも満たす児童が対象になります。

- ①平成20年4月2日から令和5年12月31日までの間に出生した児童
- ②令和5年12月1日から令和5年12月31日までのいずれかの時点で町に住所を有する児童

2. だれがもらえるの？（支給対象者）

上記に記載のある児童を養育し、令和5年12月1日から令和5年12月31日までのいずれかの時点で町に住所を有する者に支給されます。

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、10,000円です。

4. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

- ①町から児童手当を受給している方及び新生児の保護者
令和5年10月支給時の児童手当を受給している口座や別途届出済みの口座に振り込みます。
 - ②支給申請を行った方
申請書で指定した口座に振り込みます。
- ※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯特別給付金が支給されませんので、指定された日までに必ず御対応をお願いします。

5. いつもらえるの？（支給時期）

上記4の①の方には3月1日、②の方には3月から順次支給します。以降、入金の確認ができなかった場合には、お問い合わせください。

裏面に続きます。必ず御確認ください！

6. 申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、町から児童手当を受給している方は、「プッシュ型」による支給を行いますので、改めての申請は不要です。※希望しない場合は、指定された日までに、届出書を返送するか、窓口まで持参してください。
公務員、町から児童手当を受給していない方は申請が必要です。

吉田町

①給付金の御案内を送付します。

②公務員、町から児童手当を受給していない方は申請書を提出してください。町から児童手当を受給している方で希望しない場合のみ、受給拒否の届出書を返送してください。

③児童手当登録口座、申請書で指定した口座へ振り込みます。

子育て
世帯

申請が必要な方
公務員、児童手当を受給していない方

こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 基本的には、児童手当の振込指定口座もしくは別途指定した口座に振り込まれます。御不明な点があれば、お問い合わせください。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. DV加害者が特別給付金を受けている場合についても、特別給付金の支給を受けることができますので、なるべく早く御相談ください。

お問い合わせは



吉田町こども未来課 児童福祉部門

電話：0548（33）2153

「子育て世帯特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”に御注意ください。

御自宅などに吉田町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに吉田町の窓口又は最寄りの警察に御連絡ください。